

協同農業普及事業の実施に関する方針

令和8年3月

東京都

第1 基本的な考え方

協同農業普及事業は、農業改良助長法に基づき、都道府県が国と協同して農業や畜産技術の専門職員である普及指導員（第3の2の「農業革新支援専門員」を含む。以下同じ。）を置き、直接農業者に対して科学的技術及び知識の普及指導を行うこと等により、主体的に農業経営の改善に取り組む農業者の育成を図りつつ、農業の持続的な発展及び地域の振興を図ろうとするものである。

このため、ここに東京都の協同農業普及事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定める。

1 東京農業を巡る情勢

東京農業は、都民へ新鮮で安全安心な農畜産物の供給はもとより、都民が安心して暮らせる環境を維持し、景観形成、国土環境の保全、教育の場の提供などの多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている。しかし、近年は、世界情勢の変化等による肥料や資材などの生産コストの上昇や、気候変動等に伴う猛暑による農作物の生育障害など、農業の経営に深刻な影響を与えている。さらに農業従事者の高齢化や後継者不足等により、担い手は年々減少が続き、相続等を起因とした農地減少も歯止めがかからない状況となっている。

一方で、平成27年に制定された「都市農業振興基本法」において、都市農地は「あるべきもの」として位置づけられ、平成30年9月に施行された「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」により、生産緑地の貸借は年々増加傾向にある。また、「農業経営基盤強化促進法」が令和4年に改正され、市街化区域外の地域では10年後の地域農業の姿として「地域計画」を定めることとなり、都内では14市町村で地域計画が策定された（令和7年3月末時点）。さらに、農地貸借が農地中間管理機構経由によるものに一元化され、多摩地域や島しょ地域では、規模拡大を図る農業者や農外からの新規参入者、法人等への農地の貸借が増加している。

近い将来、東京も人口減少へ転じると予測される中、東京農業を持続的に展開していくためには、親元就農者や農外からの新規参入者、雇用就農者はもちろん、援農ボランティアやスポット雇用の活用などの多様な人材及び食料の生産から消費に至る各段階の関係者（以下「食料システム関係者」という。）を含む農業関係人口を増やし、全体として発展していくことが重要である。

2 東京都の協同農業普及事業の役割

都はこうした社会情勢のなかで、都が目指す農業振興の方向性と今後の施策展開を示すものとして、令和5年3月に「東京農業振興プラン」（以下「プラン」という。）を策定した。都の協同農業普及事業（以下、「普及事業」という。）は、このプラン等の実現に向けて、農業改良普及センター（農業改良助長法第12条に規定する普及指導センターとして設置するもの。以下「普及センター」という。）において普及指導活動を行う。

都は、プランに基づき令和5年度から3年間かけて普及センターの増設および職員定数の増員を図るなど、指導体制の見直しと強化を進めてきた。また、現地指導で用いるタブレット端末を1人1台ずつ導入するなど、普及指導のDXにも取り組んできた。さらに、東京都農林総合研究センターと連携して東京型スマート農業の推進に取り組んでいる。今後も国と

十分に連携・情報共有を図りつつ、都としても職員の実践的な資質向上を図りながら都民生活に貢献する持続可能な東京農業の実現に向けた普及指導活動を推進していく。

第2 普及指導活動の課題と方法に関する事項

1 基本的な課題

国の施策の展開方向及び東京農業の現況を踏まえ、公的機関として以下のような課題に対し重点的に取り組んでいく。

(1) 担い手の育成・確保

全国的に農業の担い手不足が問題となっており、2025 農林業センサス（速報値）によると、東京都の農業経営体数は 4,050 経営体で、前回調査より 1,067 経営体（20.9%）減少している。また、年齢層別の農業就業人口における 65 歳以上の割合は、0.2%増えており、高齢化が進んでいる。

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条第一項に規定する地域計画（以下「地域計画」という。）に位置付けられた担い手の育成・確保に向けた取組を推進する。一方で、都内には地域計画策定の対象外となる市街化区域内に農地が多く存在し、これらの地域では区市が経営力の向上に意欲的に取り組む農業者を認定農業者等に認定し、地域農業を牽引する担い手として位置付けている。このため、東京農業の中核となる認定農業者の経営改善に向けた支援を行うとともに、新たに農業を始めた新規就農者（主に認定新規就農者となった親元就農者及び農外からの新規参入者）を重要な担い手として支援する。具体的な育成方法としては、「フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー」「経営力強化セミナー」「高度・先進技術セミナー」などを実施する。特に、増加傾向にある農外からの新規参入者は経営基盤が脆弱であることが多いため、区市町村やJAなどの関係機関・団体と連携して、就農前の研修受講段階から情報を入手し、就農後のフォローとして普及指導員による技術力・経営力向上のための巡回指導を開始するなど、より一層手厚い支援を実施する。

また、販売に前向きな自給的農家を対象とした「農業実践力養成セミナー」を開催することで営農継続を後押しし販売農家へのステップアップを促していくとともに、後継者が未確定の農業者やその子弟等へのアプローチにも取り組んでいく。

さらに、地域の農業者が健康で長く働き続けるための取組も必要である。家族経営が中心で労働力不足により重労働になりがちな都内の農業実態や、近年の猛暑による危険な労働環境での農作業など、これまで以上に柔軟で安全な働き方を導入するため、都は令和7年12月に「東京農業の働き方ガイドライン」を策定した。これらを活用して、普及指導員は農作業安全に関する研修の推進を図るものとする。

一方、多様な担い手の支援も重要である。女性ならではのセンスを活かし、新たに参画する女性経営者や、経営向上や起業等のために積極的に活動している事例も見られる。都の女性活躍支援の一環として、普及指導員はこれらの女性農業者を対象とする講座等を開催する。あわせて、援農ボランティアやスポット雇用などによる多様な人材は、農業を支える新たな関係者と捉え、その活用に向けた取組を農業者等に対して働きかける。

さらに、農地の保全・活用を図るため、普及指導員は、個別指導や農業経営改善計画の相談会などの機会を捉え、農業者の営農に関する意向を把握するとともに、農地の貸借等に関

する制度や支援策について情報提供を行っていく。

このように、都は多様な人材を地域農業の担い手として育成・確保する。

【重点項目】

- ① 認定農業者の育成と経営改善
- ② 新規就農者の育成と経営発展
- ③ 販売に前向きな自給的農家等への支援
- ④ 働き方改革や農作業安全の推進
- ⑤ 女性農業者の活躍推進及び多様な人材の活用

(2) 農業の生産性向上と生産基盤の強化

収益性が高く稼げる農業経営者を育成していくため、また重労働になりがちな農作業を軽減するためには、農業者の経営能力・生産技術の向上や、農業施設・機械導入等による生産基盤の強化及び労働負荷の軽減を進める必要がある。特に、東京では限られた農地で、省力的かつ最大の収益を上げることが求められ、スタートアップ企業等との協働によるアグリテック（ICTやAIの活用などの先進技術）の活用など最新のスマート農業技術や、根域制限等の技術を組み合わせた東京型ブドウ環境制御栽培システムなど新たな生産方式の導入が有効である。こうした新技術は開発途上・計画段階のものも多いことから、今後東京の地域事情や生産規模等に合致した実効性の高い技術開発を進めることが必要である。このため、農業革新支援センターが中心となり、研究開発の企画段階から東京都農林総合研究センター等の試験研究機関と密接に連携し、技術開発課題を提案するとともに、開発された新技術の普及を速やかに図っていく。

また、生産性向上に当たっては、援農ボランティアの活用や、民間企業またはJA等による作業受託など農業支援サービスの活用も有効である。特に、スマート農業で用いられる機械等の高度な操作技術や、耕うん・草刈り作業等の代行業務による作業負担軽減を図るため、今後は農業支援サービスの活用を促す必要がある。そのため、普及指導員は農業者に対して農業支援サービスの活用を検討するよう働きかけることで取組を推進する。

農業生産工程管理（GAP）の取組は、農作業の効率化、農産物の品質向上、農作業事故の減少などに有効な取組であり、令和5年度から「新東京都GAP認証制度」を開始した。普及指導員は引き続き、GAPコンサルタントとして農業者の取組を支援する。

【重点項目】

- ① 東京の特性にあったスマート農業の新技術開発の推進と普及
(機械の開発など試験研究機関との連携を含む)
- ② 生産性向上等に資する新たな生産方式の導入
- ③ 農業支援サービスの活用支援
- ④ 農業生産工程管理（GAP）の取組支援

(3) みどりの食料システム戦略の推進

農地の保全とその持続的な利用は、都市環境の改善に大きな役割を果たしている。その

ためには、安定した農業生産を継続する必要があるが、近年の夏季の猛暑により従来の栽培方法では農作物の安定生産が困難であり、品種や品目の転換や、作付時期・栽培様式の変更、こまめな灌水に代表される栽培管理など気候変動に対する対策が必要となってきた。また、高温障害等の解決に寄与するとして注目されるバイオスティミュラントなど農業者が新たな資材を導入する際には、普及指導員が情報提供や効果検証等を行う。

令和8年4月に改訂予定の「東京都環境保全型農業推進基本方針」に基づき、化学合成農薬と化学肥料を削減した栽培や、堆肥及び有機質肥料の積極的な活用、土壌診断に基づく施肥や施肥方法の改善に取り組む農業者が増加するなど、環境と調和した農業生産への農業者の意識が高まっている。特に土づくりに関しては、耕畜連携による都内産堆肥の利用がより一層求められている。都では、平成25年度から東京都エコ農産物認証制度を実施しており、普及指導員は技術指導を通じて農業者の認証申請を支援する。

こうした取組は「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定）において掲げられた目標の実現にも合致することから、取組を推進する。

【重点項目】

- ① 気候変動に対する適応策の推進
- ② 総合防除等による化学合成農薬使用量の低減
- ③ 土壌診断による化学肥料の適正利用、有機質肥料及び耕畜連携による堆肥利用促進
- ④ 有機農業及び東京都エコ農産物認証制度の認証取得支援

（4）都内産農畜産物の安定生産の推進

東京の農業は大消費地に立地していることから、販売面では大きな有利性を持っている。都内産農畜産物は、市場や量販店への契約出荷など、多様な販売ルートで都民へ供給されている。また、新鮮で安全な農畜産物等への都民ニーズの高まりを受け、各地で共同直売所など地域農産物の販売体制が整備されるとともに、庭先販売なども盛んに行われ、直売を主体とする農業者が多い。近年は学校給食への出荷が増えており、決められた日時での確実な出荷やきめ細かな配送などに課題も見られる。さらに、農業者の指導を受けながら作付から収穫までを体験できる農業体験農園や、摘み取り園なども盛況である。これらに加え最近では、eコマースやCSAによる販売、飲食店等への出荷など、小面積でも売上を伸ばしている農業者も見られる。普及指導員は、こうした多様化する販売方法に応じた課題を解決していくことが求められている。

農産物の安全を確保するには、農業生産資材の適切な利用が欠かせない。特に病害虫・雑草の発生予防及びまん延防止の対策として農薬の適正利用は代替手段の提案も含めて普及指導員が定期的に情報提供する必要がある。

畜産物については、家畜伝染病の発生が脅威となっている。都は高病原性鳥インフルエンザ、豚熱など万が一の発生時の体制を整えるとともに、普及指導員はこれらの予防のための飼養衛生管理を日常的に指導する。

その他、都内でも個人で輸出に取り組む事例や、都内の島々やJAをまたいだ出荷連携等の取組事例が一部に見られることから、普及指導員は必要に応じてこれらの取組を支援する。

【重点項目】

- ① 地産地消の推進等の流通支援
- ② 多様な販売形態の推進（市場出荷、量販店、学校給食など）
- ③ 病虫害・雑草の発生予防及びまん延防止対策
- ④ 家畜伝染性疾病予防に向けた指導

（５）地域の特色を生かした東京農業の振興

東京の農業は、都市地域から中山間地域や島しょ地域に至る地理的、社会的条件の異なる地域で営まれており、農業の形態や経営規模は極めて多様である。都の農地面積の約６割を占める市街化区域内農地では、農地制度や税制度上の制約、環境への配慮など、大都市特有の課題を抱えている。島しょ地域は、温暖である一方台風が多いなど栽培や流通面で気象の影響を受けやすく、離島ならではの厳しい条件に置かれている。このような状況を踏まえ、多くの区市町村では、それぞれの地域特性に応じた農業や産業等の振興計画を策定している。普及指導員はこれらの計画策定に参画し、地域計画の実現等に向けた合意形成の支援を行う。特に、農業経営の安定化のために、大規模化や法人化を推進する。

中山間及び島しょ地域の農業は地域の基幹産業であり、生産出荷されるワサビやアシタバ、花き（切葉・切花類）などは東京を代表する特産品である。これらは市場等への出荷が重要な販売先となっており、また、農畜産物やそれらの加工品は、観光産業を支える貴重な資源にもなっている。チャレンジ農業支援センターとの連携等により、普及指導員は新たな地域資源の発掘、他分野との連携、六次産業化等の取組を通じて魅力ある産地づくりとブランド化推進に取り組み、農業者の所得向上を図る。

また、畜産業に関しては、畜産加工や子ども向けの教育ファーム等に取り組むなど、近隣環境に配慮した都市型畜産経営を支援する。

障害者の社会参画を実現するための農福連携は、農業者にとってもユニバーサルな農業への転換の機会、マーケティングや経営者としての体制構築につながるなどが期待される。都内においても各農業経営の一環として、障害者の雇用に取り組む事例がみられることから、経営支援を通じて農福連携の拡大に関与する。

さらに、都内でも地域によって、サル、シカ、イノシシ、ハクビシン、アライグマ、ネズミ、カラスをはじめとした鳥類などの鳥獣による農作物被害が多発していることから、普及指導員は関係機関と協力してその対策を講じる。

【重点項目】

- ① 地域計画等の振興計画づくり及び計画実現への支援
- ② 魅力ある産地づくりとブランド化推進
- ③ 都市型畜産経営の推進
- ④ 農福連携を取り入れた経営の支援
- ⑤ 鳥獣被害対策

（６）大規模自然災害等への対応

都内では、いわゆるゲリラ豪雨や降雹、積雪等による農業被害が度々発生している。ま

た島しょ地域においては、大型台風通過時の強風や塩害などが大きな問題となっている。特に、令和7年10月の台風22号、23号は八丈島、青ヶ島を中心に大きな被害をもたらした。普及指導員は、関係各所とも連携しながら復旧・復興支援に取り組む。

今後起こりうる大規模自然災害に対しても、災害が予測される際にSNSやデジタルデバイス等を活用した注意喚起、被災後の被害状況調査、農業収入保険等の加入促進など、災害に対する備えを強化する取組やこれら災害からの復旧・復興に向けた取組を推進する。

【重点項目】

- ① 自然災害等への備え
- ② 自然災害等からの復旧・復興

2 活動方法に関する基本的事項

基本的な課題を解決するため、次に掲げる活動方法を踏まえ、普及指導活動に取り組むことを基本とする。

(1) 基本的な課題に対応した取組の推進方向

基本的な課題への取組を実施する上で、新規就農者等への支援、スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う新たな生産方式の導入の促進、農業支援サービスの活用の促進、マーケットインの生産体制の構築に当たっては、次に掲げる事項に取り組むことを基本とする。

(ア) 担い手の育成・確保に向けた新規就農者等への支援の充実・強化

世代間のバランスの取れた農業就業構造の実現のため、農業内外からの青年層を含む幅広い世代の就農及びその定着の促進、次世代の担い手への生産基盤の円滑な継承と就農後の経営改善等の支援並びに雇用就農の受け皿となる農業経営体の法人化や労働環境の整備、企業の農業参入を推進する。

また、新規就農及びその定着を促進するため、東京都農業経営・就農支援センター等の関係機関や先進的な農業者等と連携し、就農前後にわたる一貫的な支援を行うとともに、新規就農者等の技術や経営の発展段階に応じた支援を推進する。

さらに、女性の農業経営等への参画を促すため、技術及び知識の習得機会の確保等の支援を推進する。

(イ) スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う新たな生産方式の導入の促進

スマート農業技術の活用を通じて農作業の効率化等を推進するためには、新たな生産方式の導入を併せて行うことが重要となる。このため、普及指導員は、地域の生産環境に応じたスマート農業技術及び生産方式に関する農業者等からの相談に応えるなど、伴走支援を推進する。

(ウ) 農業支援サービスの活用の促進

農業者等に対して、農業支援サービス事業者に関する情報の提供や当該サービスの活用を促し、農業生産資材コストの低減を図るなど、経営改善を推進する。

(エ) マーケットインの生産体制の構築

消費者の近くで営まれる東京農業では、直接消費者や加工・流通事業者など食料システム

関係者との連携の下、都市農業の実態や要望も踏まえて、品種・栽培方法の選定や技術指導等を行うことで、マーケットインの生産体制の構築を推進する。

(2) 普及指導活動の効果的かつ効率的な実施

普及指導活動を効果的かつ効率的に実施するため、次に掲げる事項に取り組むことを基本とする。

(ア) 農業者に対する支援の充実・強化

普及指導員は、直接農業者に接して農業技術や経営に関する指導を行う現地活動に要する時間を十分に確保できるよう普及活動の効率化に積極的に取り組むものとする。農業者に接する際には、タブレット端末を携行し、関連する施策の情報を含めて迅速な情報提供を行うとともに、SNS等を活用し農業者が迅速に情報を受け取りやすい体制を整備する。また、普及指導活動の充実・強化及び効率化を図る観点から、クラウドサービスを利用して指導記録を組織内で情報共有する。なお、既存の指導資料はデジタル化した上で、経験の浅い職員が指導の際に必要な情報を入手しやすくするため、生成AI技術を用いた検索機能の整備を進める。

さらに、農業経営に必要な技術・経営情報に加え、施策や普及指導活動実績等について広く認知されるよう、農業者や関係機関への情報発信を推進する。

地域農業の将来の在り方を定める地域計画や区市町村の振興計画の実現や見直しに向けた協議が円滑に進むよう、話し合いのコーディネート役を担うなど必要な支援を行う。

(イ) 食料システム関係者等の多様な関係者との連携強化

都市農業の振興や地域農業の発展に向けた課題解決を図るためには、行政機関、研究機関、地域運営組織、農業協同組合、教育機関に加え、生産資材関係事業者、食品等事業者、消費者等食料システム関係者が有機的に連携することが重要となる。直売が盛んな都では従来から消費者ニーズの反映に努めているが、これまでも増して普及指導員が多様な関係者・関係機関間のコーディネート役を担うことで産地のプロデュース機能を発揮するとともに、相互の連携と協力を推進する。

また、活力ある地域農業を創造するためには、先進的な農業者等の優れた知見や経験に学び、農業者等が有する知的財産の保全に留意しつつ、地域農業を振興することが重要である。このため、先進的な農業者や地域リーダー等に対し、地域振興や経営発展に資する施策情報の提供等を積極的に行い、地域農業を振興するための取組への参画を求めることや、普及指導計画（(オ)の「普及指導計画」をいう。）の策定と評価の際に意見を求めること等、パートナーシップの構築のため積極的に働きかける。

(ウ) 試験研究機関との連携強化

東京都農林総合研究センター、島しょ農林水産総合センターを始めとする都の試験研究機関に加え、他の道府県、独立行政法人、大学、民間企業等との連携に当たっては、農業革新支援専門員（第3の2の「農業革新支援専門員」をいう。（オ）において同じ。）を始めとした普及組織は、研究開発の企画段階から現場の課題や技術の改善すべき点等を伝えることにより、より実用性の高い技術が開発されるための役割を果たすものとする。具体的には、都の試験研究機関との連携は「専門別担当者会議」「研究連絡会議」「新品種等検討委員会」などがその機会に該当する。また、「スマート農業オープンラボ」のように都度現場の意向

を伝えることで現場需要を反映して課題化が図られている。こうして得られた成果を活用し、地域の課題解決を図るものとする。

(エ) 都道府県間の連携等

都は、広域的な課題に対して横断的な検討及び解決が図られるよう、行政区域を越えて他の道府県と情報共有、技術協力等を行う。

国は、共通の課題を抱える都道府県間の連携を推進するとともに、必要に応じて、農業現場における地球温暖化や自然災害への対応、家畜伝染性疾病や病虫害防除等に関して都道府県が持つ知見、経験等の共有を図ることから、都はこれを積極的に活用する。

(オ) 普及指導計画の策定と評価

普及センターは、普及指導計画を適切に策定した上で、その成果や普及指導活動の体制等について、内部評価（中間検討会及び普及計画検討会）を実施するとともに、国のガイドラインに沿って先進的な農業者等の委員による外部評価を実施し、外部評価結果を公表するものとする。さらに、これら評価結果を次年度以降の計画に反映させることを通じて、普及指導活動及びその体制の改善を行うものとする。

また、計画の策定や対象の選定に当たっては、地域の実情に応じ、普及指導員による取組の必要性及び緊急性が高いものに重点化する。このうち、複数の普及センターで共通する課題、3年以上の複数年継続して取り組む課題、他の関係者との連携を要する課題については、農業革新支援専門員等が普及指導活動の目標、期間、体制等を示した重点プロジェクト計画を定め、普及センターと連携して当該計画に基づく活動を推進するものとする。

(カ) 調査研究の適切な実施

普及指導員による調査研究の実施に当たっては、普及指導活動及び普及指導員の資質の向上に資するものとし、成果発表会開催によりその成果等を職員が共有し、有効に活用するものとする。

第3 普及指導員の配置に関する基本的事項

1 普及指導員の配置

都は、普及指導員が求められる役割を果たし、農業者からの高度かつ多様なニーズや地域課題へ効果的に対応できるよう、普及指導活動への理解醸成や社会的認知度の向上等を通じて新たな人材の確保や若手職員の意欲の向上を図るとともに、退職した普及指導員を活用するなど、十分な人員を配置するよう配慮するものとする。

また、職員の配置に当たっては、適性を見極めるとともに、若手職員に幅広い知識や経験を身につけさせることに配慮する。同時に、第4の2に示す普及指導員の専門性及び普及指導活動の手法に係る長期的な資質向上、普及指導員資格を有する者の計画的養成、組織的な機能の発揮等にも留意する。その際には、特定の分野に長けたスペシャリスト養成の観点にも配慮する。

なお、普及指導手当については、普及指導員の職務が複雑かつ困難なものであることに鑑み、普及指導員の自主的な資質向上の取組を助長しつつ、意欲ある優秀な人材の確保を図る観点から運用する。

都は、普及指導員の任用資格を有する者の養成に当たり、普及指導員の任用資格の取得を

目指す者（実務経験中職員）を普及センターに配置し、普及指導員の監督の下で普及指導に従事させることを通じて、現場での課題抽出から解決までの能力等の向上を図る。

2 農業革新支援専門員の配置

普及指導員のうち、高度な専門性や経験等を有し、各分野の普及指導活動を総括し、国や都道府県の試験研究機関や教育機関、行政機関、民間企業等との連携による専門技術の高度化や政策課題への対応、食料システム関係者や他の都道府県との連携、普及指導員の資質向上を担う者を農業革新支援専門員として配置する。都においては第5の2に示す農業革新支援センターの職員がこれに該当する。

農業革新支援専門員の担当分野は、野菜、果樹、花き・植木、作物、畜産、病虫害総合防除、土壌肥料、農業生産工程管理（GAP）、農作業安全、持続可能な農業、鳥獣被害防止対策、担い手育成、自然災害対策、農産加工、スマート農業、農産物の輸出産地形成、知的財産及び普及指導活動並びに年度毎に都が定める分野とする。

また、農業革新支援専門員は、普及指導員と協力しつつ重点プロジェクトの推進・進行管理に当たるものとする。

第4 普及指導員の資質の向上に関する基本的事項

普及指導員は、農業者の高度かつ多様なニーズに対応できるよう、自発的な意欲に基づく自己研鑽を基本にして、調査研究を行い、また体系的な研修を受け、高度先進技術及び地域課題解決方法を習得する。

1 普及指導員の人材育成

研修に係る計画の策定及び実施に当たっては、中長期的な普及指導員の人員配置を勘案した上で、能力が継続的に習得されるよう、普及指導員の目指すべき人材像、求められる資質、人材育成に向けた取組方針及びその推進体制等を定めるものとする。

2 向上を図るべき資質

普及指導員に求められる役割を發揮するため、スマート農業、気候変動への対応、有機農業等主要な農業技術、農業経営及び知的財産保護・活用などに関する高度な技術や知識の専門性を強化する。また、普及指導活動を展開するためのファシリテーション能力（新規就農者から先進的な農業者に至るまでの多様な農業者に接しコミュニケーションを図る能力、食料システム関係者等地域内外の幅広い関係者と連携を構築する能力、地域農業について実態や要望に基づいた将来展望の戦略を立案する能力等）については、全ての普及指導員が共通して備えるべき基本的な資質として、計画的かつ継続的な向上を図る。

3 資質向上の方法

普及指導員は、試験研究機関、先進的な農業者、食料システム関係者・関係機関との交流、所長の指揮のもとに実施する職場研修（OJT）等を通じた情報収集や、調査研究、自発的な能力向上の取組等により、幅広い専門的な知識及び技術の習得、関係者との人脈の形成を

積極的に図るものとする。普及指導員に対する職務研修については、国と都道府県との役割分担を踏まえ、職務経験並びに技術及び知識の習得状況に応じたものとなるよう農業革新支援センターが以下の内容に沿った研修を計画的に実施するとともに、研修への参加を積極的に促すものとする。

- (1) 養成研修
- (2) 長期派遣研修
- (3) 課題解決能力向上研修
- (4) 専門技術向上研修
- (5) 普及指導能力強化研修

その際、普及指導活動経験の少ない普及指導員等の能力の向上を図るための体制の整備及び農業革新支援専門員の役割を担うことができる人材の育成に配慮するものとする。

都の実施する普及指導員に対する研修については、農業経営や農地制度などに関する指導を充実させるため、外部講師を積極的に招聘し、研修内容の充実を図る。

また、経験豊富な普及指導員やICT等を効果的に活用しつつ、計画的に集合研修、オンライン研修、OJT、派遣研修等を行うほか、国や外部機関が行う研修等を有効に活用するものとする。

普及指導員資格を有しない職員に対し、資格取得に向けた研修を実施する。

第5 普及センター等の運営

普及センター等については、以下のとおり運営するものとする。

1 普及センター

普及センターについて、普及指導員の活動拠点としての機能を十分に発揮できるよう整備するものとする。

都においては、農業振興事務所に区部、西多摩、南多摩、北多摩の4つの農業改良普及センターを設置するとともに、島しょ地域においては、島しょ農林水産総合センターの大島事業所、三宅事業所、八丈事業所に普及センターを設置する。立地条件等からやむを得ない場合に分室を設置することとし、区部普及センターに城北分室及び城南分室を、大島事業所に新島分室を設置する。

また、普及センターが、農業者等のスマート農業、気候変動への対応、有機農業を始めとした農業技術及び農業経営に関する情報発信・相談窓口として、また、食料システム関係者・関係機関、試験研究機関や民間等の専門家、区市町村や農業団体等の関係機関のハブ機関として機能するよう運営するものとする。その際、人事異動等によって普及指導員が培った普及指導に係る情報が途絶えないよう、必要に応じてICTも活用しつつ、情報の継承体制の構築を図るものとする。

2 農業革新支援センター

農業革新支援専門員の活動拠点として、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な相談への対応や、国や試験研究機関、民間企業、他の都道府県とのネットワークの構築及び新たな技術等に係る情報の集約整理等を行い、普及センターの活動を支援する農業革新支援センタ

一を設置する。

都においては、農業振興事務所技術総合調整担当を農業革新支援センターに位置付ける。

第6 東京農業アカデミー八王子研修農場等との連携強化

消費地に近い「東京ならではの」の農業を目指して、農外からの新規就農希望者が増えている。都は、就農にあたり必要な知識や技術の習得を支援するため、農業者研修教育施設（農業大学校）に代わる施設として、独自に令和2年度から東京農業アカデミー八王子研修農場を開設している（運営は公益財団法人東京都農林水産振興財団）。また、東京都農林総合研究センターでは親元就農者を対象に農業技術研修制度を実施している。これらの研修生は修了後に新規就農者として東京農業の新たな担い手となるため、研修受講段階から、普及指導員は各研修機関と情報交換を行うなど、就農後の指導が円滑に開始できるよう連携を図る。

なお、八王子研修農場では、将来の事業継承に悩みを持つ農業者向けの就農啓発セミナー等の開催を令和9年度以降に予定している。農業以外の仕事に就いている農家子弟は、就農に対して漫然と不安を持っていることが多いため、就農が将来的な選択肢となるよう普及指導員としても対象者の掘り起こしや、相続発生時の専門家紹介など情報提供等に取り組む。

島しょ地域においては、町村が新規就農者研修事業を運営しているため、普及指導員がカリキュラムの一部を担うなど事業実施に協力する。

第7 その他協同農業普及事業の運営に関する基本的事項

都は、東京都農業改良普及事業協議会、JAの営農指導員制度、その他関係団体・組織と協力しながら協同農業普及事業を運営している。農業情勢の変化、農業政策の動向、普及指導活動の実態等を踏まえ、東京農業振興プランの内容にあわせるなどして、実情に即した協同農業普及事業の改善に取り組む。

また、協同農業普及事業の運営に当たっては、国及び都は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組を推進するものとする。